

## (県内未発生期)

### <各論>

### 3 県内未発生期

#### 県内未発生期（国内発生早期、国内感染期）

##### 県内未発生期の状態

- ・ 県外で新型インフルエンザ等が発生した状態

##### 目的：

- (1) 市内発生に備えて体制の整備を行う。
- (2) 国内外の発生に関する情報を収集し、市民等に対し適確な情報提供を行う。

### (1) 実施体制

#### 【福井市新型インフルエンザ等対策本部の設置】

- ・ 本市は、政府の緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。  
市対策本部が設置されると、福井市新型インフルエンザ等情報センターは廃止する。
- ※ なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要に応じて、本市は特措法第34条に基づかない任意の対策本部を設置する。

#### 【新型インフルエンザ等対策に係る専門家への意見の聴取】

- ・ 本部長は、対策等を検討するため、必要に応じ専門家に意見を聴取する。

### (2) サーベイランス・情報収集

- ・ 国、県等との連携を図り、市内発生を早期に発見できるよう、情報収集体制を強化し、必要な情報収集を行う。
- ・ 海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

### (3) 情報提供・共有

#### 【情報提供】

- ・ 引き続き、海外発生期における対策を継続する。
- ・ 本市は、国及び県が発信する新型インフルエンザ等の情報を入手し、市民への情報提供に努め、注意喚起を行う。
- ・ 関係部署間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。

#### 【市コールセンター等の体制充実】

- ・ 本市は、必要に応じ、市コールセンターの体制を充実・強化し、国が示す Q&A の改訂版等に基づき、適切な情報提供を行う。
- ・ 県コールセンターとの連携を図り体制の充実に努める。

## (県内未発生期)

---

### 【帰国者・接触者に関する対応】

- ・ 帰国者・接触者相談センター及び県が設置する帰国者・接触者外来を紹介する。

### (4) 予防・まん延防止

#### 【感染防止対策の普及】

- ・ 市民に感染防止対策、感染拡大防止対策を周知する。
- ・ 市内発生に備え、市の施設の閉鎖について、検討する。
- ・ 学校や通所施設においては、通常の段階から児童・生徒、通所者、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。
- ・ 市内発生に備え、県が示した学校等の臨時休業の基準を考慮し、公立小中学校、幼稚園等の臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の基準について検討する。

### (5) 予防接種

#### 【特定接種】

- ・ 本市は、本市職員に対して、特定接種を行う。

#### 【住民接種】

- ・ 国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、予防接種が実施できるよう、計画した接種体制に基づき、関係機関との連携を図りながら具体的な接種の準備を行う。
- ・ 本市は、市民に対して、接種の目的や優先順位の意義、接種の時期、方法等の周知とワクチンの有効性・安全性等について情報提供を行う。

### (6) 医療

#### 【医療体制の整備】

- ・ 引き続き、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。

### (7) 市民生活・経済の安定の確保

#### 【要援護者支援対策】

- ・ 本市は、必要な要援護者支援対策を実施する。

#### 【遺体の火葬・安置】

- ・ 海外発生期の対策を継続する。